

誓 約 書

年 月 日

伊達市長

所在地

誓約者 名 称

代表者

印

私は、伊達市既存店舗等施設整備費補助金の交付申請に当たり、伊達市既存店舗等施設整備費補助金交付要綱及び関連する規定に基づき事業を行うことを誓約します。また、交付の申請及び事業の実施に際して、偽り及びその他の法令若しくはこれに基づく処分に違反して補助金の交付を受けた場合は、同要綱第 10 条の規定に基づき、補助金の全部若しくは一部を返還します。

伊達市既存店舗等施設整備費補助金交付要綱 抜粋

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定の通知又は補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 対象事業を実施した店舗等で補助金の額等の決定通知の日から起算して2年以上継続して営業を行わないとき。ただし、交付決定者等の責めに帰さない事情によるときは、この限りでない。

(2) 法令並びに規則及びこの要綱の規定に違反したとき。